事 務 連 絡 平成 23 年 9 月 9 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会 専務理事 矢 ケ 崎 忠 夫

獣医師を通じた飼料の暫定許容値の周知徹底について(依頼)

このことについて、平成 23 年 9 月 9 日付け事務連絡をもって、農林 水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班から別添写しのとおり通 知がありましたので、下記事項についてご協力のほどお願いします。

このたびの通知は、食品衛生法に基づく暫定規制値を超えない乳・肉・卵・水産物を生産するため、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安として、飼料の暫定許容値が設定されたこと、この暫定許容値の設定は、家畜排せつ物を経由した農地土壌の放射性セシウムの汚染の抑制にも役立つことから、別添パンフレットの内容について、本会会員獣医師を通じた農家の皆様等への周知とともにその周知状況の把握について協力方依頼されたものです。

記

別添パンフレットについて、貴会会員獣医師に周知いただくともに、 貴会会員獣医師から農家の皆様等へ実施された周知状況を9月 22 日 (木)正午までに別添様式にご記入の上、下欄の本会事務局担当者まで ご返信いただきたく、よろしくお願いいたします。

なお、貴会会員獣医師から農家の皆様等へ実施された周知状況については、10月7日(金)正午までに再度、ご報告くださいますよう、重ねてご協力をお願い申しあげます。

本件のお問合わせ先

事業担当:長野

TEL: 03 - 3475 - 1601 / FAX: 03-3475-1604

E-mail: nagano@nichiju.or.jp



事 務 連 絡 平成23年9月9日

(社) 日本獣医師会 御中

消費・安全局 畜水産安全管理課 獣医事班

飼料の使用に関する指導の周知状況の把握への協力依頼について

7月14日付け草地整備推進室からの事務連絡で、農家の皆様へ稲わらの使用に関する指導について、周知をお願いし、7月19日付け当方からの事務連絡で周知状況の把握への協力をお願いしたところです。

この度、食品衛生法に基づく暫定規制値を超えない乳・肉・卵・水産物を生産するため、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安として、飼料の暫定許容値が設定されました。この暫定許容値の設定は家畜排せつ物を経由した農地土壌の放射性セシウムの汚染の抑制にも役立ちます。

農家の皆様への指導の周知徹底につきましては、日頃から農家の皆様と密接に連携を取られている獣医師の皆様からの周知が非常に有効であると考えております。つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、9月21日(水)までに、別添パンフレットについて、貴会会員獣医師へ周知頂くとともに、貴会会員獣医師から農家の皆様等へ実施された周知状況を、9月22日(木)までに別添様式に御記入の上、御連絡いただきたく宜しくお願い致します。

御報告頂いた内容につきましては、個人が特定されないよう集計の上、 公表資料として利用させて頂きます。

なお、貴会会員獣医師から農家の皆様へ実施された周知状況については、 10月7日(金)までに再度とりまとめの上、御報告下さい。 (社)日本獣医師会 H23. 9. 9-9. 21

(社)日本獣医師:	云										H23. 9. 9-9. 21
周知した 会員団体名	各会員団体の 会員である獣 医師数	うち会員団体が周知した会 員獣医師数			うち産業動 物診療獣 医師数	当該獣医師 の顧客農家 戸数(合計)	うち周知した農家戸数		(全会員獣医師による)農家以外の方へ の周知数		備考
			周知方法	周知先		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		周知方法		周知方法	
北海道獣医師会											
青森県獣医師会											
岩手県獣医師会											
宮城県獣医師会											
秋田県獣医師会											
山形県獣医師会											
福島県獣医師会											
仙台市獣医師会											
茨城県獣医師会											
栃木県獣医師会											
群馬県獣医師会											
埼玉県獣医師会											
千葉県獣医師会											
神奈川県獣医師会											
山梨県獣医師会											
横浜市獣医師会											
川崎市獣医師会											
東京都獣医師会											
新潟県獣医師会											
富山県獣医師会											
石川県獣医師会											
福井県獣医師会											
長野県獣医師会											
岐阜県獣医師会											
静岡県獣医師会											
愛知県獣医師会											
名古屋市獣医師会											
三重県獣医師会											
滋賀県獣医師会											
京都府獣医師会											
大阪府獣医師会											
兵庫県獣医師会											
奈良県獣医師会											
和歌山県獣医師会											
京都市獣医師会											
大阪市獣医師会											
神戸市獣医師会											
鳥取県獣医師会											
島根県獣医師会				-							
岡山県獣医師会											
広島県獣医師会				-							
山口県獣医師会	1										
徳島県獣医師会											
香川県獣医師会	1										
愛媛県獣医師会											
高知県獣医師会	1										
福岡県獣医師会											
佐賀県獣医師会				<u> </u>							
長崎県獣医師会											
熊本県獣医師会											
大分県獣医師会											
宮崎県獣医師会				<u> </u>							
鹿児島県獣医師会											
沖縄県獣医師会											
北九州市獣医師会				-							
合計	0	0	0		0	0	0	0	0	0	

1 55団体中 回答あり:○団体 回答なし:○団体

回答のあった〇団体のうち 全会員獣医師に周知した団体:〇団体

産業動物臨床獣医師を含む一部の会員獣医師に周知した団体:〇団体

産業動物臨床獣医師に周知した団体:〇団体

会員獣医師に周知していない団体:〇団体 (理由:行政、家保を通じて周知が徹底されているため)

2 農家に周知を図ったと報告のあった団体 〇団体 〇戸

農地の汚染拡大の防止、 安全な農畜産物の生産のために

~肥料・飼料等の放射性セシウムの暫定許容値を設定しました~

大切な農地を守り、安全な農畜産物を生産するために

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の影響で、原発周辺県で収集された堆肥原料(家畜排せつ物、落ち葉、わら等)が高濃度の放射性セシ ウムで汚染されている可能性があります。

汚染された原料でつくられた堆肥等を農地に使用すると、農地土壌中の放射性セシウム濃度が増加する可能性が高くなります。さらに、その農地で 生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値を超える確率が増大します。このため、農地の汚染を拡大しないよう堆肥等の暫 定許容値を定めました。

また、稲わら、米ぬか等は飼料や飼料原料として使われることも多く、家畜排せつ物や肥料を経由して農作物に吸収されるだけでなく、畜産物に放射 性セシウムが移行する可能性もあります。このため、食品衛生法の暫定規制値を超えない畜産物を生産するために飼料の暫定許容値を定めました。

耕種農家の皆様へ

暫定許容値を下回る堆肥・土壌 改良資材・培土等を使いましょう。

そのために

- ◆堆肥等を購入する場合は、販売業者等にいつ・ どこで・どのように生産・保管されたかについ て確認しましょう。
- ◆自ら生産した堆肥等を使う場合は、使った材料 や生産時期、保管方法等を確認し、その取扱に ついて県に相談しましょう。

普産農家の皆様へ

暫定許容値を下回る飼料を使い ましょう。

そのために

- ◆粗飼料を購入する場合は、販売業者等にいつ・ どこで・どのように生産・保管されたかについ て、確認しましょう。
- ◆配合飼料を購入する場合は、原料管理を含め適 切に製造・管理されたものであることを販売業 者等に確認しましょう。

堆肥·土壤改良資材·培土

飼料(牛、馬、豚、鶏、うずら用)

ベクレル/kg

- ◆稲わら等を刈り取った圃場にそのまますきこむ場合や畜産農家が 自分の経営内で生じた家畜排せつ物又は堆肥を自給飼料畑へ使 用する場合等は暫定許容値の確認は必要ありません。
- ◆東北・関東地域で収集された落ち葉を材料とした腐葉土等の生産 や使用をしないようにしてください。
- ◆23年産のわらについては、暫定許容値を下回ることが確認され るまで使用しないようにしてください。

ベクレル/kg

- ◆繁殖牛・育成牛に給与される牧草、飼料作物、わら等の粗飼料で ①自家用に生産された粗飼料
- ②近隣の市町村内において、耕種農家と畜産農家の契約に基づ き、堆肥と交換することにより提供された粗飼料等は、3000 ベクレル/kgまで例外的に使用できます。
- ◆めん羊、山羊、鹿は牛に比べて放射性物質が体内に移行する割合 が大きいので、東北・関東地域では当面、放牧及び事故後に当該 地域で生産された粗飼料の給与をしないようにしてください。詳 細は県へご相談下さい。

農林水産省お問い合わせ先(代表:03-3502-8111)

●堆肥について 消費·安全局農産安全管理課

(内線 4508)

消費·安全局畜水産安全管理課 生產局畜産部畜産振興課

(内線 4546) (内線 4925)

●土壌改良資材について 生産局農業環境対策課

(内線 4762)

●飼料について

●家畜排せつ物について 生産局畜産部畜産企画課 畜産環境·経営安定対策室

(内線 4890)

●焙土について

生產局農業生產支援課

(内線 4774)